資料５

次期計画の検討課題について

一般廃棄物処理基本計画（第三次）（以下、「一廃計画（第三次）」という。）の進捗状況を踏まえ、次期計画（以下、「一廃計画（第四次）」という。）の検討課題について整理します。

一廃計画と関連法制度・計画の位置づけについては、下図をご参照ください。

参考　国の法体系と区や東京都等の計画の位置付け

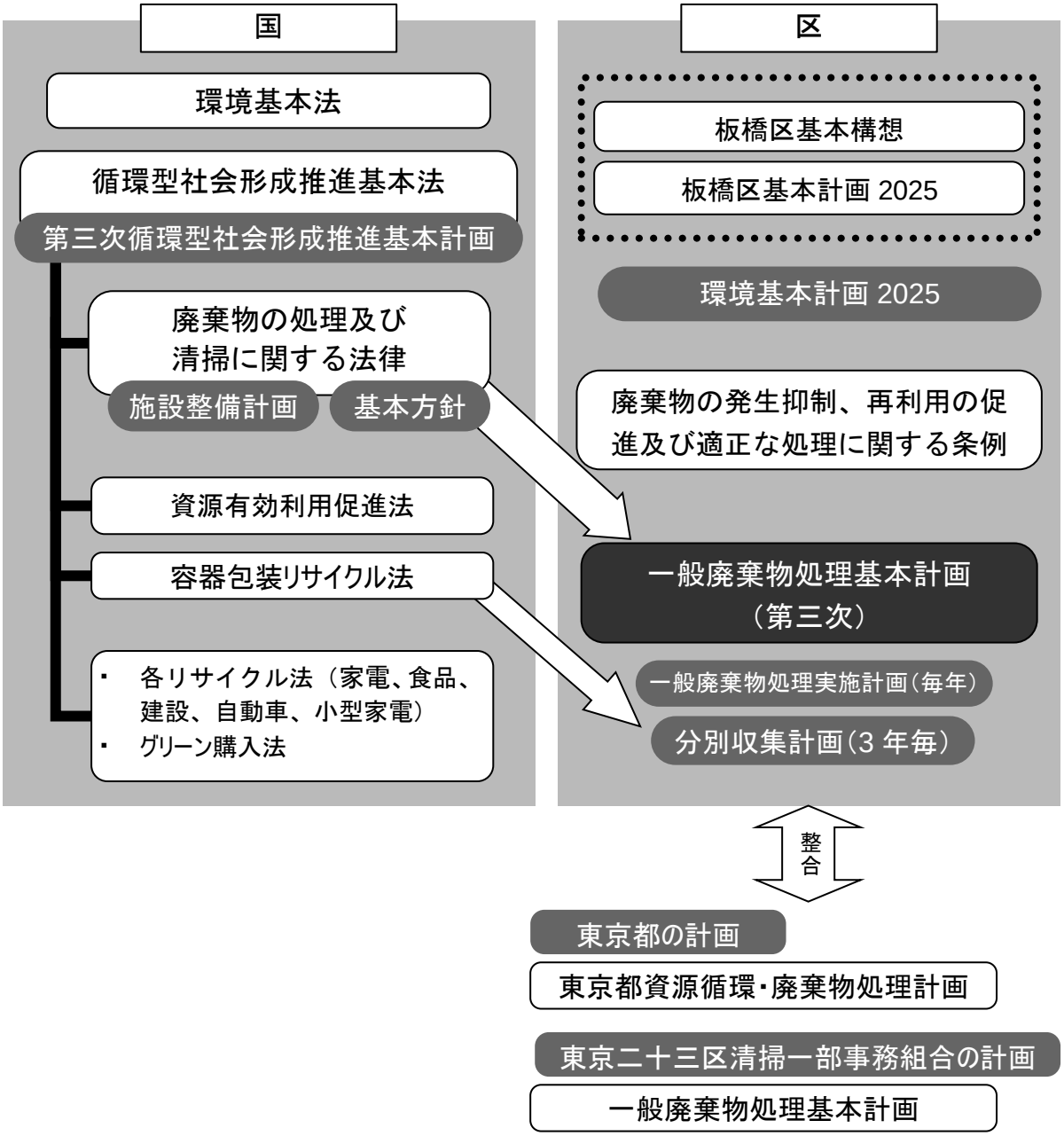

１　さらなるごみ減量施策の検討・リサイクルの推進について

１.１　現状

〇中間目標年度（平成 27 年度）段階では、総排出量の削減率、ごみの減量率、リサイクル率ともに目標を達成していません。
〇平成 27 年度の可燃ごみの内訳は、生ごみ（厨芥類）および紙類が約３割、プラスチック類が約２割となっています。また、古紙類、布類など資源化可能なものが 16.5%含まれています。
〇雑がみの分別回収の全区拡大（平成 28 年 4 月）、トレイ・ボトル容器のモデル回収（平成 28 年 6 月～）といった新たな取り組みが開始されました。

１.２　国・都などの動向

(1)　国の動向

国は平成 25 年 5 月、循環型社会形成推進基本法に基づき、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。「発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）をまず推進し、それでも排出される不用物は可能な限り再生利用（リサイクル）する」という３Ｒの原則に基づき、２Ｒ（リデュース・リユース）推進のための社会経済システムの構築や、使用済製品からの有用金属の回収、高度なリサイクルの推進などが盛り込まれています。なお、国では今年度より、第四次計画に向けた見直し作業を開始予定です。

一方、容器包装リサイクル法については、平成 28 年 5 月に国の審議会にて法制度の評価・点検結果が報告され、容器包装の排出抑制に向けて販売店、地域住民、自治体の連携を推進することや、プラスチック製容器包装のリサイクルの質を向上するための入札制度の見直しなどが盛り込まれました。ただし、容器包装の分別収集を行う自治体と、再商品化を行う事業者の役割分担・費用負担のあり方については、当面現状維持となっています。

(2)　東京都の動向

都は、平成 28 年 3 月に廃棄物処理計画を改訂し、「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」を公表しました。目標年次は 2030 年度とし、食品ロスなどの資源ロスの削減、事業系廃棄物のリサイクルルールづくり、災害廃棄物処理計画の策定などを主な施策として掲げています。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた都全体の行動計画「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」では、以下の“もったいない”（持続可能な資源利用）意識の推進を目標に盛り込んでいます。

“もったいない”（持続可能な資源利用）意識の推進－2020 年の到達点

〇食品ロス削減・東京方式の確立
〇レジ袋の無償配布ゼロ
〇事業系廃棄物の３Ｒルールづくりによる「持続可能な資源利用」に取り組む企業・団体の増加

１.３　検討課題

(1)　さらなる発生抑制（リデュース）に向けて

〇ごみの中で最も多い生ごみは、多くの家庭ですでに水切りを実行しています。コンポストなどの家庭内処理に加え、食べ残しや賞味期限切れといった食品ロスを出さないなどの発生抑制対策の推進が必要です。

〇プラスチック類をはじめとする容器包装類の削減に向け、引き続き区民への普及啓発や、いたばしエコ・ショップ制度のあり方についての再検討が必要です。

(2)　資源分別によるリサイクルの推進に向けて

〇昨年度から全区で開始した「紙パック」、「紙箱・紙袋・OA 用紙」の回収結果も踏まえつつ、古紙類のさらなる資源化推進に向けた取組の検討が必要です。

〇区では、昨年度からモデル事業として開始したトレイ・ボトル類の回収を全区に拡大する予定です。一方、先般の国における容器包装リサイクル法の評価検証結果では、市区町村のプラスチック容器包装分別収集に係る負担を軽減するための有効な方策が打ち出されなかったため、費用対効果の問題が依然として残っています。

トレイ・ボトル類をはじめとするプラスチック容器包装の取り扱いはどうあるべきか、モデル事業結果を踏まえ、検証を行う必要があるものと考えられます。

〇その他、布類や小型家電、廃家電、廃食油等の拠点回収や区民主体の集団回収について、品目別の状況を精査した上で必要な対応を検討する必要があります。

(3)　効果的な普及啓発

〇ごみの発生抑制や再使用の推進、資源分別徹底に向け、「板橋かたつむり運動」を引き続き推進する中で、効果的な PR・情報発信、啓発方策を検討する必要があります。

２　適正処理の推進

２.１　現状

〇家庭ごみの収集運搬や資源回収は区が実施しています。資源回収については持ち去り問題が深刻化したことから、平成 27 年 4 月に条例改正により持ち去り行為に罰則を規定しました。
また、今年度より、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）が実施する不燃ごみの中間処理とは別に、不燃ごみの資源化事業を開始しています。

〇事業系ごみは自己処理が原則です。許可業者による委託処理する際の処理料金は、36.5 円／kgが上限と定められており、平成 29 年 10 月より 40 円／kgに改訂される予定です。
一日平均排出量が 50 kg未満の中小事業所が区収集にごみを出す場合は、有料ごみ処理券の貼付が必要ですが、平成 27 年度のアンケート調査では、２割程度の事業所が「貼らずに出している」と回答しています。

〇収集したごみの中間処理は、「清掃一組」が実施しています。残さの最終処分は、特別区の委託を受けた東京都が所有する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場で実施しています。

２.２　国・都などの動向

(1)　国の動向

前述の「第三次循環型社会形成推進計画」では、小型家電など使用済製品からの有用金属の回収推進や、有害物質の適正な管理・処理などが盛り込まれています。国際的な取組としては、平成 25 年 10 月に熊本市・水俣市で開催された外交会議で「水銀に関する水俣条約」が採択され、我が国も関係法令を整備の上平成 28 年 2 月に条約を締結しています。

また、平成 23 年３月に発生した東日本大震災を踏まえ、環境省は平成 26 年度に「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム」を取りまとめ、これに沿って廃棄物処理法や災害対策基本法の一部が平成 27 年８月に改正されました。これにより、自治体も「一般廃棄物処理計画」「地域防災計画」の両方にまたがる「災害廃棄物処理計画」の策定が求められています。（次ページ参考図参照）

(2)　都の動向

「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では、前述の「事業系廃棄物のリサイクルルールづくり」による事業系ごみの減量のほか、容器包装や小型家電のリサイクルなど、区市町村のさらなる資源化の検討を促進することとしています。

また、災害廃棄物対策については、法改正を受けて「東京都災害廃棄物処理計画」を東京都廃棄物審議会で検討中であり、平成 29 年４月に「中間まとめ」のパブリックコメントを実施したところです。

(3)　清掃一組の動向

清掃一組では、災害対策としての一般廃棄物処理施設の強靭化や、最終処分場の延命化に向けた取組などを掲げた、「一般廃棄物処理基本計画」を平成 27 年２月に策定しました。

最終処分場の延命策の一環として、清掃工場で発生する焼却灰のセメント化を新たに開始しています。

また、都区部の清掃工場では、平成 23 年度以降、水銀が混入したごみの搬入が原因で、焼却炉が停止する事態がたびたび起こっています。水銀をはじめとする有害物、処理困難物の混入を防ぐため、清掃一組では区民向けリーフレットを配布するなどの普及啓発を行っています。

参考図：災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

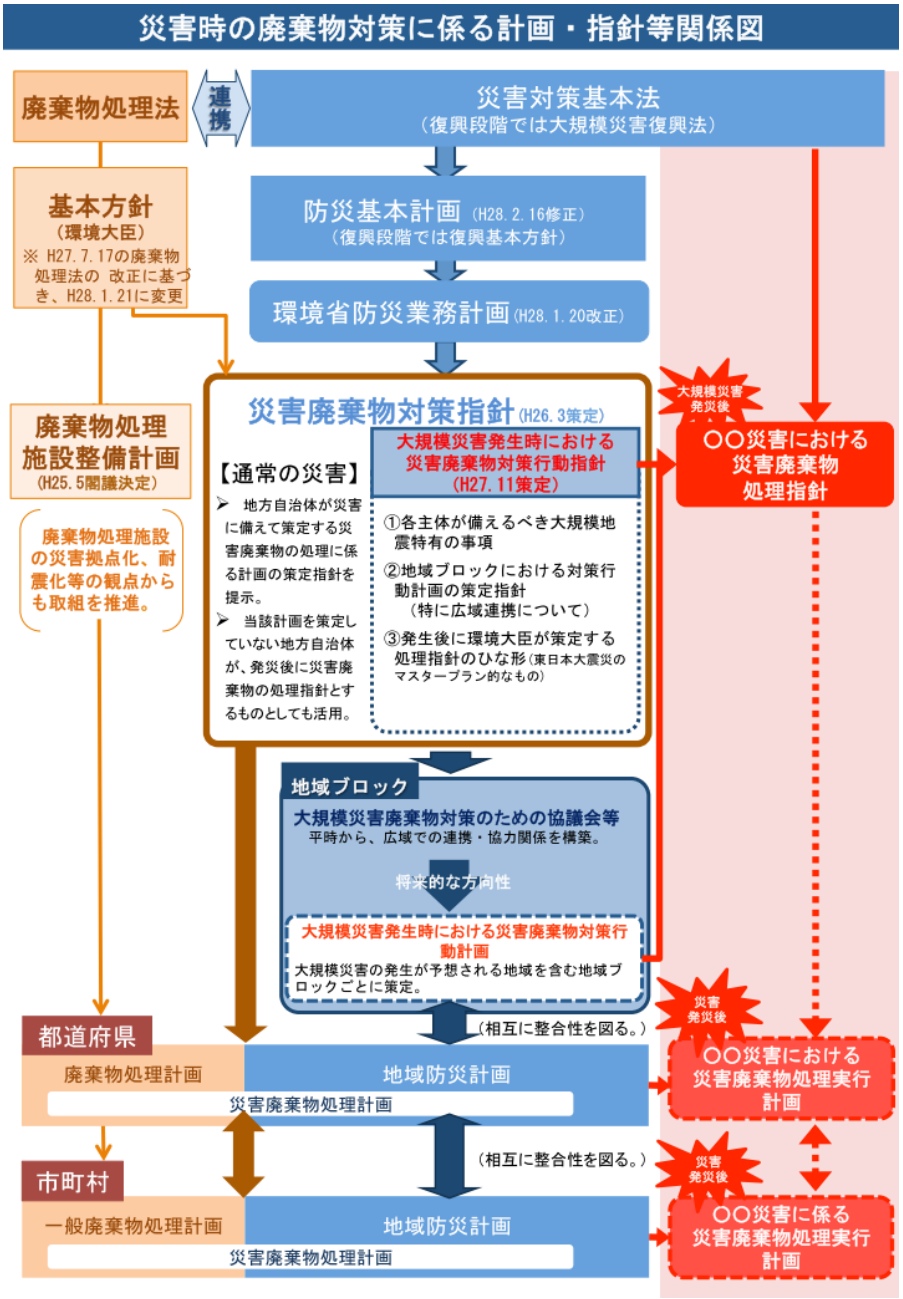

資料：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

２.３　検討課題

〇区収集ごみが年々減少しているのに対し、事業系ごみ（持込ごみ）は第三次計画策定以降、横ばい傾向となっています（下図参照）。事業系ごみ排出ルールの見直しや、適正排出の指導の徹底など、事業系ごみの減量と適正処理の推進に向けた検討が必要です。

〇集積所の適正管理や有害物の混入排除など、適正排出・適正処理に向けた取り組みを引き続き推進する必要があります。

〇国の基本方針、東京都の災害廃棄物処理計画の策定を踏まえ、区としての災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

参考：区収集ごみ・持込ごみの推移

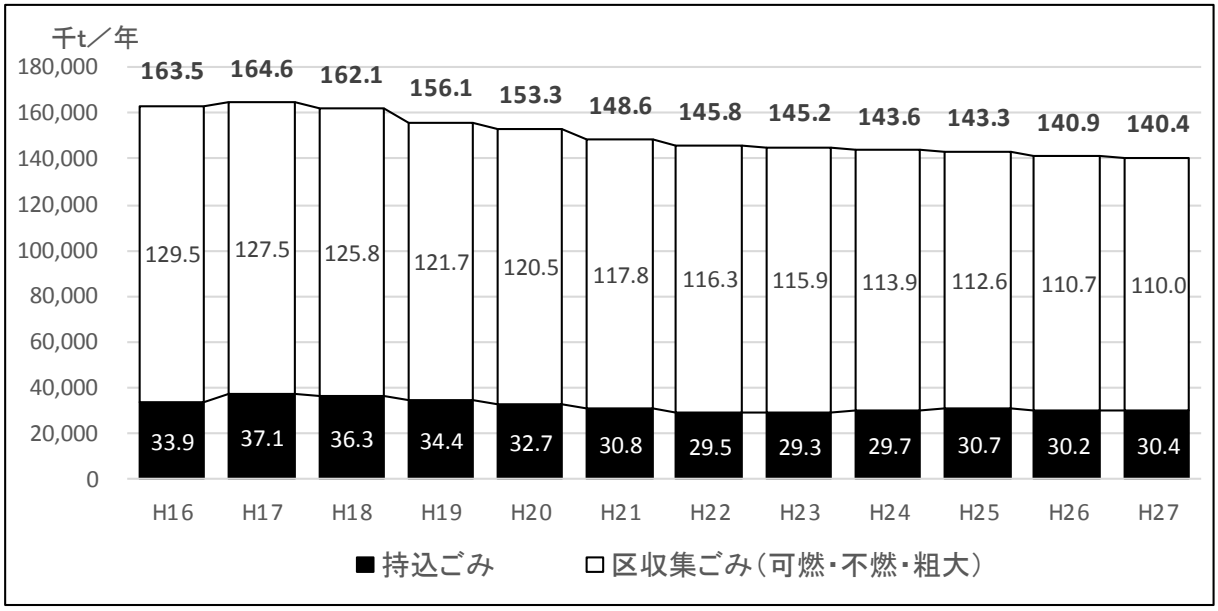

３　その他

これらのほか、一廃計画（第四次）に必要な課題の検討を行います。ここでは、関連計画との整合の観点から、ごみ減量・資源化の目標について取り上げます。

〇その他の課題：一廃計画（第四次）の計画期間と目標について
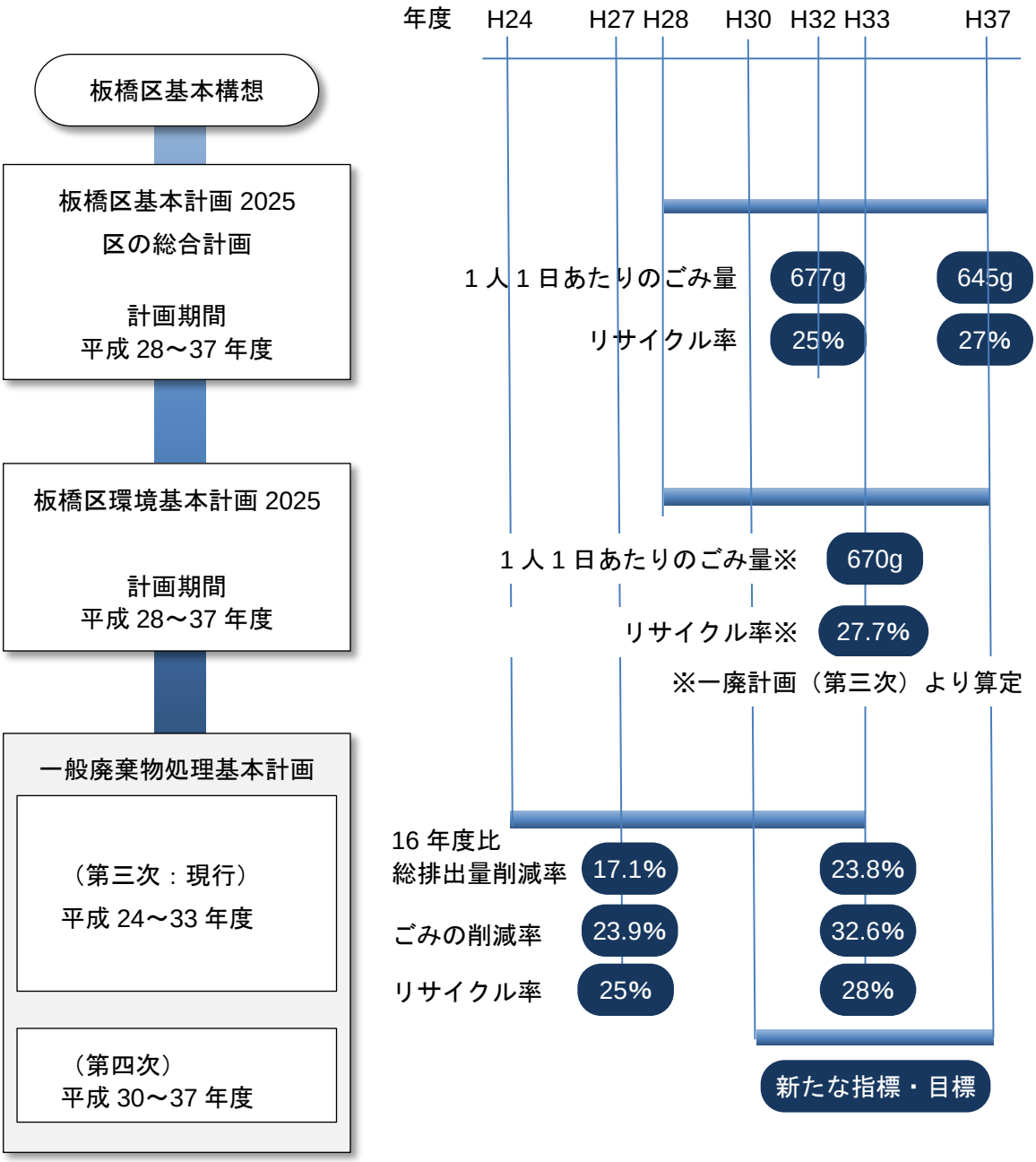
一廃計画（第四次）の計画期間は、板橋区基本計画、板橋区環境基本計画との整合を図るため、平成 37 年度までの 8 年間とします。一廃計画（第三次）では計画目標として、ごみ・資源の削減率（平成 16 年度比）とリサイクル率を指標としました。下図のように、板橋区基本計画、環境基本計画といった関連計画では１人あたりのごみ排出量を指標としており、これらと整合を取りつつ、目標の見直しを行うことが必要です。